



鳥取県公報

平成12年12月28日(木)
号外第123号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|------------------------------------|---|
| 規 則 | 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）..... | 1 |
| | 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（"）..... | 2 |

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に秘書を加えることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成13年1月1日から施行することとした。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 附属機関として鳥取県男女共同参画審議会を加えることとした。（第18条関係）
- 2 この規則は、平成13年1月1日から施行することとした。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第102号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| （職員の職） 第3条 職員の職は、別表のとおりとする。 別表（第3条関係） （1）事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長 | （職員の職） 第3条 職員の職は、別表のとおりとする。 別表（第3条関係） （1）事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 部長 |

・理事監・次長・参事監・防災監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主計員・係長・企画員・大山地域振興企画員・副主幹・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹

(2)及び(3) 略

・理事監・次長・参事監・防災監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・参事・主査・検査監・検査専門員・課長補佐・室長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主計員・係長・企画員・大山地域振興企画員・副主幹・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹

(2)及び(3) 略

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第103号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---|--------|---------|---|--------|---------|
| （附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。 | | | （附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。 | | |
| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 |
| 略 | | | 略 | | |
| 中海地区新産業都市建設協議会 | 略 | 公園都市政策課 | 中海地区新産業都市建設協議会 | 略 | 公園都市政策課 |

| | | | |
|----------------------|---|-----------|---|
| 鳥取県男女 共同参画審 議会 | 鳥取県男女共同参画 推進条例（平成12年 鳥取県条例第83号） 第32条の規定による 鳥取県男女共同参画 計画の策定その他男 女共同参画に関する 重要事項の調査審議 に関する事務 | 男女共同参画推進課 | 略 |
| 略 | | | |

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

